

といたしております。すなわち、基金の行なう補償の種類は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の五種類であります。障害補償につきましては、障害の程度に応じて、重い障害については年金、軽い障害については一時金とし、遺族補償につきましては原則として年金とし、例外的に年金を受ける遺族がないようなとき、その他の遺族に対して一時金を支給することとしております。基金は、これらの補償の実施のほかに、公務上の災害を受けた職員の福祉のために、義肢、義眼等の補装具の支給その他の施設をするようにつとめなければならないものと規定しております。

第三に、費用の負担であります。以上に申し上げました補償及び福祉施設の実施主体である基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金をもつて充てることとし、その地方公共団体としての負担金の額は、一般職員、教員、警察官、交通・水道その他の現業職員等の、職員の職務の種類ごとの給与の総額に、補償に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める一定率を乗じて得た額の合計額とすることとしております。

第四に、非常勤の地方公務員についての補償の制度であります。非常勤の地方公務員のうち、学校医、学校歯科医あるいは消防団員、水防団員等のように、すでに他の法律で公務上の災害に対する補償の制度を定めているものは、それらの制度によることとし、それ以上のものにつきましては、各地方公共団体において条例で補償の制度を定めることを義務づけることとしております。この場合、条例の内容は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡をとらなければならないものとしております。

以上がこの法律案のおもな内容であります。なお、この法律の施行に必要な技術的事項、必要な経過措置及び他の法律の一部改正につきまして所要の規定を設けております。

以上、簡単にありますが、この法律案の提案理由及びその概要につき御説明申し上げた次第であります。

ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(仲原喜一君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

次回は五月十一日午前十時開会の予定でございます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十時三十五分散会

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)

第三条第七項に規定する水道施設又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)

第二条第六項に規定する工業用水道施設の用に供する土地で政令で定めるもの(第一号に掲げるものを除く。)

附則中第十六項を第十八項とし、第十五項の次に次の二項を加える。

(日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例)

第二条第二項に規定する固定資産のうち日本国有鉄道が新たに営業路線を開業するために昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に敷設した鉄道に係る路線設備、電路設備その他の政令で定める構築物(営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は営業路線の線路を増設するために敷設した鉄道

に係る路線設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。)に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第四項の規定にかかわらず、当該構築物について市町村納付金が納付されることとなった年度から五年度分の市町村納付金に限り、第三条第二項の価格の三分の一の額とする。

17 前項の構築物に対する第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第四条第四項」とあるのは、「附則第十六項」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年分以後の年度分の市町村交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「市町村納付金等」という。)について適用し、昭和四十一年度分以前の年度分の市町村交付金及び市町村納付金等については、なお従前の例による。

3 昭和四十二年分度分の市町村交付金のうち新法第二条第一項第五号の土地に係るものに対する新法の規定の適用については、新法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」とし、新法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十二年十月三十一日」とし、新法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十三年一月三十一日」とし、新法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十三年二月二十九日」とする。

4 改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が決定した新法附則第十六項の構築物に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、退職地方公務員の共済年金等の格差是正に関する請願(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)

一、零細所得者層に対する個人事業税の軽減措置等に関する請願(第六九七号)

第六七五号 昭和四十二年三月二十八日受理
退職地方公務員の共済年金等の格差是正に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒四ノ二、一五

○岡義幸

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第六七六号 昭和四十二年三月二十八日受理
退職地方公務員の共済年金等の格差是正に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町二七 石坂林蔵

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第六七七号 昭和四十二年三月二十八日受理
退職地方公務員の共済年金等の格差是正に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ一一〇

紹介議員 山下三郎君

この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第六九七号 昭和四十二年三月二十九日受理
零細所得者層に対する個人事業税の軽減措置等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会

議長 小野清一

紹介議員 小柳 牧衛君
零細所得者層に対する個人事業税の各種控除額をさらに大幅に引き上げるとともに、中小企業における家族専従者に対する完全給与制度をすみやかに実現するよう強く要望する。

理由
下請業者のように工賃をみずからの手で決めることのできない業種では、その生活を維持するため、やむを得ず肉體を酷使する長時間労働を余儀なくされているのが実情であり、これら零細所得者層に対しては税制の面で、いつそその救済措置が必要である。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員の給与改定に必要な財源措置に関する請願（第八七三三号）
一、実用衛星センターに付随する公共事業予算の特別措置に関する請願（第八八三三号）

第八七三三号 昭和四十二年四月十日受理
地方公務員の給与改定に必要な財源措置に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五〇鹿兒島
県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君
国家公務員の給与改定の実施に伴い地方公務員の給与もこれに準じて改定せざるを得ないが、最近の地方財政は、需要が著しく増大しているのに収入の伸びが依然として鈍化の傾向を示しているため、きわめてきびしい状態に直面しているから、地方公務員の給与改定に必要な財源については国において十分な措置を講ぜられたい。

第八八三三号 昭和四十二年四月十日受理
実用衛星センターに付随する公共事業予算の特別措置に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五〇鹿兒島
県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君
このたび鹿兒島県熊毛郡南種子町竹崎海岸に決定をみた科学技術庁実用衛星センターに付随する公共事業は、従来の種子島にかかわる経済企画庁所管の離島振興事業費だけでは早急かつ完全な整備が期待できないので、国家的な意義をもつ同センターに付随する特殊な整備事業という見地から、特別に事業費を増大するために予算措置について配慮されたい。

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

地方公務員災害補償法案

生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「職員」とは、常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）をいう。

2 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額に

ついで前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

3 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、へき地手当、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び自治省令で定める手当（第一項の政令で定める者にあつては、これらの給与に相当する給与）とする。

4 第二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する日がある場合には、その日数及びその

間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 地方公共団体の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

5 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、自治省令で定める。

6 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一元未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額を平均給与額とする。

第二章 基金
（設置）
第三条 職員についてこの法律（第七章を除く。）に定める補償を実施し、及び公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をするため、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、法人とする。
（事務所）
第四条 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市ごとに置く。

（定款）
第五条 基金は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称

三 事務所の所在地 四 資産に関する事項 五 運営審議会に関する事項 六 役員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 負担金に関する事項 九 会計に関する事項 十 公告の方法 2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (登記) 第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。 (役員) 第八条 基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。 3 監事は、基金の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命及び任期) 第十条 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。 2 理事は、理事長が自治大臣の認可を受けて任	命する。 3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 役員は、再任されることができる。 (運営審議会) 第十一条 基金に運営審議会を置く。 2 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。 3 委員は、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県公安委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣が任命する。 4 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。 一 定款の変更 二 業務規程の作成及び変更 三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担 5 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。 (業務規程) 第十二条 基金は、その業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、業務規程を定めるものとする。 2 基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを自治大臣に報告しなければならない。 (地方公共団体の便宜の供与) 第十三条 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。 2 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。	第十四条 国は、基金の健全な運営が図られるように、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。 (基金の役員及び事務職員の公務員たる性質) 第十五条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (事業年度) 第十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 (事業計画及び予算) 第十七条 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成して、自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画及び予算に自治省令で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 (決算) 第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。 2 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の意見をつけて自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 3 基金は、前項の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。 (借入金の制限) 第十九条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (自治大臣の権限) 第二十条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財	産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の職員は、同項の規定により検査を行なう場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第二十一条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。 第二十二条 自治大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。 (自治省令への委任) 第二十三条 この章に定めるもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に關し必要な事項は、自治省令で定める。 第三章 補償及び福祉施設 (補償の実施) 第二十四条 基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて補償を行なう。 2 基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。 (補償の種類) 第二十五条 基金の行なう補償の種類は、次に掲げるものとする。 一 療養補償 二 休業補償 三 障害補償 イ 障害補償年金 ロ 障害補償一時金 四 遺族補償 イ 遺族補償年金 ロ 遺族補償一時金 五 葬祭補償 (療養補償) 第二十六条 職員が公務上負傷し、又は疾病にか	二 事務所の所在地 三 資産に関する事項 四 運営審議会に関する事項 五 役員に関する事項 六 業務及びその執行に関する事項 七 負担金に関する事項 八 会計に関する事項 九 公告の方法 2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (登記) 第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。 (役員) 第八条 基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。 3 監事は、基金の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命及び任期) 第十条 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。 2 理事は、理事長が自治大臣の認可を受けて任	命する。 3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 役員は、再任されることができる。 (運営審議会) 第十一条 基金に運営審議会を置く。 2 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。 3 委員は、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県公安委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣が任命する。 4 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。 一 定款の変更 二 業務規程の作成及び変更 三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担 5 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。 (業務規程) 第十二条 基金は、その業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、業務規程を定めるものとする。 2 基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを自治大臣に報告しなければならない。 (地方公共団体の便宜の供与) 第十三条 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。 2 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。	第十四条 国は、基金の健全な運営が図られるように、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。 (基金の役員及び事務職員の公務員たる性質) 第十五条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (事業年度) 第十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 (事業計画及び予算) 第十七条 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成して、自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画及び予算に自治省令で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 (決算) 第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。 2 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の意見をつけて自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 3 基金は、前項の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。 (借入金の制限) 第十九条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (自治大臣の権限) 第二十条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財	産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の職員は、同項の規定により検査を行なう場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第二十一条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。 第二十二条 自治大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。 (自治省令への委任) 第二十三条 この章に定めるもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に關し必要な事項は、自治省令で定める。 第三章 補償及び福祉施設 (補償の実施) 第二十四条 基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて補償を行なう。 2 基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。 (補償の種類) 第二十五条 基金の行なう補償の種類は、次に掲げるものとする。 一 療養補償 二 休業補償 三 障害補償 イ 障害補償年金 ロ 障害補償一時金 四 遺族補償 イ 遺族補償年金 ロ 遺族補償一時金 五 葬祭補償 (療養補償) 第二十六条 職員が公務上負傷し、又は疾病にか
--	--	--	--	--	--	--	--

かつた場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

第二十七条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(休業補償)

第二十八条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第二十九条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4 前項第一号の規定による等級による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえないものとする。ただし、同号の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

5 身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合においては、自治省令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行なう。

6 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表中の他の等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた等級に該当する障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

(休業補償及び障害補償の制限)

第三十条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償又は障害補償は、自治省令で定めるところにより、その全部又は一部を行なわなうことができる。

(遺族補償)

第三十一条 職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第三十二条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていない

が、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)(以下同じ。))以外の者にあつては、職員の死亡の當時の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。))、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳未満であること。

三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、自治省令で定める廃疾の状態にあること。

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第三十三条 遺族補償年金の額は、一年につき、次に掲げる額の合計額とする。

一 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(次号において「平均給与額の年額」という。)

二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき平均給与額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、平均給与額

の年額の百分の二十五に相当する額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第三十四条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。))となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(職員の死亡の時から引き続き第三十二条第一項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

六 第三十二条第一項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その

者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第三十五条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十三条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「その増減を生じた月」とあるのは、「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

(遺族補償一時金)

第三十六条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第三十七条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者
- 二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者
- 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があつた場合には、その者に、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。

第三十八条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額(第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

2 第三十三条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族からの排除)

第三十九条 職員が故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者が故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者が故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族が故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者が故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は

同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第三十四条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第四十条 障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払ふ。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払ふものとする。

(年金たる補償の支払の調整)

第四十一条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後、支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

(葬祭補償)

第四十二条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

(死亡の推定)

第四十三条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若

しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていたその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

第四十四条 この章の規定による補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第三十一条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償の手続)

第四十五条 基金は、この章の規定による補償を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務に

より生じたものであるかをすみやかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。

2 基金は、前項の規定による認定をするに当たっては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。

(船員である職員等の特例)

第四十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合においては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

(福祉施設)

第四十七条 基金は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な次の施設をするよう努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設

二 休養又は療養に關する施設

三 リハビリテーションに關する施設

四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に關する施設

五 その他必要と認める施設

(自治省令への委任)

第四十八条 この章に定めるもののほか、基金の行なう補償及び前条の施設に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第四章 費用の負担

(費用の負担)

第四十九条 基金の業務に要する費用は、地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。)の負担金をもつて充てらる。

2 前項の負担金の額は、政令で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ご

との職員に係る給与の総額を、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により支払われる給与(退職手当を除く)の総額をいうものとする。

第五十条 地方公共団体は、前条の規定により負担すべき金額を、自治省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

第五章 不服申立て及び訴訟

(審査請求等)

第五十一条 基金が行なう補償に關する決定(次項の決定を除く)に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に對して審査請求をすることができる。

2 基金の従たる事務所の長が行なう補償に關する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会(以下「支部審査会」という。)に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に對して再審査請求をすることができる。

3 前二項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 第一項及び第二項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)が適用されるものとする。

(審査会等)

第五十二条 基金の主たる事務所に審査会を、従たる事務所に支部審査会を置く。

第五十三条 審査会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

を定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

第五十四条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五十五条 支部審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから従たる事務所の長が委嘱する。

3 第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

(不服申立ての前置)

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分について審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六章 雑則

(年金たる補償の額の改定)

第五十七条 基金が行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

(損害賠償の免責)

第五十八条 地方公共団体は、基金がこの法律による補償を行なつた場合には、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法による損害賠償の責めを免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第五十九条 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行なつたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(報告、出頭等)

第六十条 基金又は審査会若しくは支部審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、自治省令で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第六十一条 基金から補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(補償を受ける権利)

第六十二条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(時効)

第六十三条 補償を受ける権利は、二年間(障害補償及び遺族補償については、五年間)行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(期間の計算)

第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に關する規定を準用する。

(非課税等)

第六十五条 基金は、補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(無料証明)

第六十六条 基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者は、職員の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(他の法律の適用除外)

第六十七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章及び船員法第十章の規定は、職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員に關して適用しない。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、職員に關して適用しない。

(地方公務員法との関係)

第六十八条 この法律の規定により地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五条第四項に規定する制度とする。

第七章 非常勤の地方公務員

(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに對する補償の制度を定めなければならない。

2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

(不服申立て等)

第七十条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に關して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中

断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(職員に關する規定の準用)

第七十一条 第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と読み替へるものとする。

第八章 罰則

(罰則)

第七十二条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は基金に使用され、その事務に従事する者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の設立)

第二条 都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会及び都道府県公安委員会の全国的連合組織は、昭和四十二年十月二十日までに、それぞれ一人の基金の設立委員を選任しなければならない。

第三条 設立委員は、昭和四十二年十一月十五日までに、第五条第一項に掲げる事項につき定款

を定め、並びに基金の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

2 自治大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3 基金は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、基金は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4 設立委員は、基金が成立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

5 基金の行なう設立の登記は、施行日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

6 基金の最初の事業年度は、第十六条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(この法律の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。当該補償に係る他の法令による給付との調整についても、同様とする。

(死亡の推定の特例)

第五条 第四十三条の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明になつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

(遺族補償の支給に關する暫定措置)

第六条 施行日から五年以内に、職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に關し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、基金は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3 第一項の一時金は、この法律の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定は、適用しない。

5 前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより、第一項の一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。

第七条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第三十八条第一項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定による遺族補償一時金の額との均衡を考慮して政令で定める額(第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(他の法令による給付との調整)

第八条 年金たる補償の額は、当該補償の事由と

なつた身体障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

(平均給与額の特例)

第九条 第二項第二項の平均給与額を計算する場合において、同項に規定する期間中に、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十一号)附則第二条第五項の規定による職員団体の業務にもつばら従事するための休暇の日があるときは、当該休暇の日を第二項第四項第四号に規定する職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日とみなす。

(労働者災害補償保険法による保険関係の消滅)
第十条 施行日の前日に職員に關し労働者災害補償保険法による保険関係が成立している事業の事業主たる地方公共団体の当該事業についての保険関係は、同日に消滅するものとする。

2 前項の規定により保険関係が消滅した事業に係る保険料その他の徴収金については、なお従前の例による。

(経過措置についての政令への委任)

第十一条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員法の一部改正)

第十二条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中、「公務災害補償」を削る。

第四十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に關する制度が実施されなければならない。

3 前項の補償に關する制度には、次に掲げる

事項が定められなければならない。

一 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に關する事項

二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得の喪失に対する補償に關する事項

三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に關する事項

四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に關する事項

4 第二項の補償に關する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

第五十八條第三項本文中「第八十五條、第八十六條、第八十九條から第九十三條まで」を「第七十五條から第九十三條まで」に、「第九十六條」を「第八十九條」に改め、同項ただし書中「第八十五條、第八十六條及び」及び「中勤務條件に關する部分、第九十六條」を削り、「職員に」の下に「同法第七十五條から第八十八條まで及び船員法第八十九條から第九十六條までの規定は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)第二条第一項に規定する者以外の職員に」を加える。

(地方公務員法の一部改正)
第十三條 地方公務員法(昭和二十七年法律第二百九十二號)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「第四十五條第二項から第四項まで」を削り、「第五十八條」の下に「(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る、第五十八條第三項中労働基準

法第七十五條から第八十八條まで及び船員法第八十九條から第九十六條までに係る部分を除く。)」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第十四條 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「退職一時金、旅費並びに公務災害補償」を「退職一時金並びに旅費」に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十五條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一を加える。

五 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)第四十九條の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十六條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第一百五十二號)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一を加える。

四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)第四十九條の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正等に伴う経過措置)
第十七條 この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員について都道府県が負担することとしている公務災害補償に關して、附則第十四條から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過

措置は、政令で定める。

(警察法の一部改正)

第十八條 警察法(昭和二十九年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。

第五十六條第二項中「服務並びに公務災害補償」を「並びに服務」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

第八十六條第二項中「労働基準法(昭和四十二年法律第四十九號)第七十五條の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和四十二年法律第五十號)の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一條の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなかつた時」に改める。

第九十一條の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「労働基準法第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法(昭和四十二年法律第 号)の規定による障害補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」を「地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

第九十七條を次のように改める。

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)
第九十七條 第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補

債が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

第百三十六条第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又はは負傷した場合」を「船員組合員が公務によらないで病氣にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。

第百三十七条第一項中「退職し、又は」の下に「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺族に対する給付」の下に、「その支給事由が公務によるものを除く。」を加え、同条第三項を削る。

第百四十二条第二項の表中

第八十六条第二項	
労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付	国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第六十条の規定による療養補償
公務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時	公務傷病がなかつた時

第八十六条第二項

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

に、

第九十一条

労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは、六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償給付が行なわれ、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときは、これらの保険給付が行なわれる間

国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金が支給されることとなつたときは、その障害補償年金が支給される間

給料年額

俸給年額

を

第九十七条

労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは、六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときは、その保険給付が行なわれる間

給料年額

俸給年額

第九十一条
第九十七条

地方公務員災害補償法	国家公務員災害補償法
給料年額	俸給年額

に

改める。

第百六十二条の次に次の一条を加える。

(公務傷病年金と障害補償年金との調整)

第百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による障害補償年金に相当する補償(以下この条において「障害補償年金」という。)が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額(当該金額が障害補償年金の額をこえるときは、障害補償年金の額に相当する金額)の支給を停止する。

第百六十三条の二を第百六十三条の三とし、第百六十三条の次に次の一条を加える。

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第百六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

五 地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金

第二百二条の表第八十六条第二項の項中

療養補償若しくはこれに相当する補償	療養補償
打切補償若しくはこれに相当する補償	打切補償

を

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなかつた時」

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、「業務傷病がなかつた時」又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けた時」

に

改め、同表第九十一条の項中

障害補償若しくはこれに相当する補償	障害補償
-------------------	------

を

地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間

労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは、六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときは、これらの保険給付が行なわれる間

に

改め、同表第九十七条の項中

遺族補償若しくはこれに相当する補償

遺族補償

を

地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間

労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間

に

改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、若しくは長期傷病補償給付が行なわれる事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正前の地方公務員等共済組合法」という。)第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による廃疾年金の支給については、なお従前の例による。労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ又は労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給される事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

2 この法律の施行前の公務員による負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり又は死亡した場合における公務員による廃疾年金又は遺族年金の支給については、改正前の地方公務員等共済組合法第九十一条又は第九十七条の規定は、なおその効力を有する。

(船員保険法の一部改正)

第二十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「場合ヲ含ム」の下に、「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)若ハ同法ニ基ク条例」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十二條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第三号中「場合を含む。」の下に、「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)若しくは同法に基づく条例」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「療養補償その他」を「療養補償、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法

律第 号)若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項第一号中「場合を含む。」の下に「並びに地方公務員災害補償法(昭和四十二

年法律第 号)及び同法に基づく条例」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十五條 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

十八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)及び同法に基づく条例の規定に基

づく年金たる補償

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第二十六條 特別児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

十九 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)及び同法に基づく条例の規定に基

づく年金たる補償

(所得税法の一部改正)

第二十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第二十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十八の項の次に次のように加える。

十八の二 地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)

事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。

(地方税法の一部改正)

第三十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「地方団体関係団体共済組合」の下に、「地方公務員災害補償基金」を加える。

第二百六十二條第六号中「以下同じ。」の下に、「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

第六百七十二條第六号中「国家公務員災害補償法」の下に、「地方公務員災害補償法若しくは同法

に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第三十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 地方公務員災害補償法の施行に関する事。

別表

等級	日数	身体障害
第一級	二四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひざ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級	二二三	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一八八	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	一六四	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの

第五級	一四二	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの
第六級	一二〇	一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳に接しなければ 大を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含む四の手指を失つたもの
第七級	一〇〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル 以上では普通の話を解することができないもの 三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができない もの 四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服す ることができないもの 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服するこ とができないもの 六 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含む三以 上の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含む四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一 両足の足指の全部の用を廃したもの 一二 女子の外観に著しい醜状を残すもの 一三 両側の睾丸を失つたもの
第八級	四五〇	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 一手の母指を含む二の手指を失つたもの 四 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含む三以上の手指の用 を廃したもの 五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの

六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	
七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	
八 一上肢に仮関節を残すもの	
九 一下肢に仮関節を残すもの	
一〇 一足の足指の全部を失つたもの	
一一 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	

第九級	三五〇
一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの	
二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	
三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの	
八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの	
九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの	
一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの	
一一 一足の足指の全部の用を廃したものの	
一二 生殖器に著しい障害を残すもの	

第二〇級	二七〇
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	
二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
三 十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの	
四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの	
五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの	
六 一手の母指の用を廃したものの、示指を含み二の手指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したものの	
七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの	
八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの	
九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	

第二級	二〇〇
一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの	

五 脊柱に奇形を残すもの	
六 一手の中指又は薬指を失つたもの	
七 一手の示指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したものの	
八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの	
九 胸腹部臓器に障害を残すもの	

第二級	一四〇
一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの	
四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの	
五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	
七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	
八 長管骨に奇形を残すもの	
九 一手の中指又は薬指の用を廃したものの	
一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの	
一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの	
一二 局部に頑固な神経症状を残すもの	
一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの	
一四 女子の外貌に醜状を残すもの	

第三級	九〇
一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの	
二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
四 一手の小指を失つたもの	
五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの	
六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの	
七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの	
八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	
九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの	
一〇 一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの	

第十四級	五〇
一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
二 三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの	
三 上肢の露出面にてのひらの大ききの醜いあとを残すもの	
四 下肢の露出面にてのひらの大ききの醜いあとを残すもの	
五 一手の小指の用を廃したものの	

- 六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものと
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものと、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律

（昭和四十二年九月三十日以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第一条 地方公務員共済組合の組合員であつた者（第五項各号に掲げる年金を受ける者を除く。）に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。）で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職年金条例の給料年額若しくは仮定共済法の給料年額をそれぞれ新法第四十四条第二項若しくは施行法第二十一条第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法（昭和四十一年十月一日前に退職した者については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十三号）による改正前の施行法）の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の給料年額 昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する

条例（新法第四百二十二条第一項に規定する国の職員にあつては、給与に関する法令。以下この条において「旧給与条例」という。）がその者の退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第四十四条第二項の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同項及び施行法第二条第二項の規定により算定した給料年額に一・三二を乗じて得た額をいう。

二 仮定退職年金条例の給料年額 旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行法第二条第一項第二十八号に規定する退職当時の給料年額又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額を求め、その年額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた場合におけるその仮定給料年額をいう。

三 仮定共済法の給料年額 旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、旧市町村共済法（施行法第二条第一項第三十三号に規定する旧市町村共済法をいう。）第十七条第一項又はこれに相当する共済条例（施行法第二条第一項第三十三号に規定する共済条例をいう。）の規定に規定する給付額の算定の基準となるべき給料に相当する額を求め、その額に対応する別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求めた場合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第

十一条第一項第一号から第四号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、前項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条例の給料年額に、その年額を恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号。以下「昭和四十二年法律第 号」という。）附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額に、その額を十二で除して得た額を別表第三に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、同項の規定により算定した額とする。この場合において、これらの年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

三 第一項の規定の適用を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

四 前三項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

五 第一項から前項まで（第一項第三号の仮定共済法の給料年額に係る部分を除く。）の規定は、次に掲げる年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）で昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的説替は、政令で定める。

一 地方公共団体の長（新法第百条に規定する
地方公共団体の長をいう。）であつた者に係る
新法第百二条から第百四条まで、第百六条又
は第百七条の規定による退職年金、減額退職
年金、廃疾年金又は遺族年金

二 警察職員（新法附則第十九条に規定する
警察職員をいい、施行法第百三十二条の規定
により警察職員であつたものとみなされる者
を含む。）であつた者に係る新法附則第二十
条から第二十二條まで、第二十四條又は第二
十五條の規定による退職年金、減額退職年金、
廃疾年金又は遺族年金

三 消防組合員（施行法第二十一条第一号
に規定する消防組合員をいう。）であつた者に
係る施行法第百八条の規定により変更して適
用することとされた新法の規定による退職年
金、減額退職年金又は遺族年金

6 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律（昭和四十一年法律第百二十三号）附則第
十條第一項の規定は、昭和四十年十月一日以後
に新法の退職をした地方公務員共済組合の組合
員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又
は遺族年金の前各項の規定による改定年金額に
ついて準用する。

7 この条に定めるもののほか、第一項から第五
項までの規定による年金額の改定に關して必要
な事項は、政令で定める。

第二條 前條の規定により年金額を改定する場合
において、同條の規定により算出して得た年金
額に一円未満の端数があるときは、その端数を
切り上げた金額をもつて同條の規定による改定
年金額とする。

第三條 第一條の規定による年金額の改定により
増加する費用（次項に規定する費用を除く。）の
うち、施行法第百一十條第一項第五号、第六十八
條第一項第二号、第九十條第一項第二号又は第
百一十條第一項第二号の期間（以下この項にお
いて「施行日以後の組合員期間」という。）以外の
期間として年金額の計算の基礎となるものに対

応する年金額の増加に要する費用については、
国、地方公共団体又は地方公務員共済組合が負
担し、施行日以後の組合員期間として年金額の
計算の基礎となるものに対応する年金額の増加
に要する費用については、新法第百三十三條第二
項第二号及び第四項、第百四十一條（第三項を
除く。）並びに第百四十二條第一項、第二項及び
第六項の規定の例による。

2 第一條の規定による年金額の改定により増加
する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に
係る遺族年金についての費用は、国又は地方公
共団体が負担する。
（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に
係る年金の支給等）

第四條 施行法第二十一条第一項第十号に規定する更
新組合員（施行法第五十五條第一項各号に掲げ
る者を含む。以下「更新組合員等」という。）が
昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡し
た場合において、昭和四十二年法律第
第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改
正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）
以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十
四條の九及び施行法の規定を適用するとしたな
らば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給
すべきこととなるとき、又はその者若しくはそ
の遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族
年金の額が増加することとなるときは、これら
の法律の規定により、昭和四十二年十月分か
ら、その者若しくはその遺族に当該退職年金若
しくは遺族年金を支給し、又は当該退職年金、
減額退職年金若しくは遺族年金の額を改定す
る。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十
四條の四第二項各号に掲げる者については、適
用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族
年金の支給を受けることとなる者が、同一の給
付事由につき退職給与金（施行法第二十一条第
一十二号に規定する退職給与金をいい、これに

相当する給付を含む。）の支給を受け、又は施行
法第二十一条第三号に規定する共済法、新法
若しくは施行法の規定による退職一時金、廃疾
一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する
給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十三
條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含
む。）又はその遺族である場合には、当該退職年
金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわ
らず、同項の規定による額から当該退職給与金
又はこれらの一時金の額（新法第八十三條第一
項の規定の適用を受けた者については、その退
職一時金の額の算定の基礎となつた同條第二項
第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この
項において「支給額等」という。）の一部が地方
公務員共済組合に返還されているときは、その
金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相
当する金額を控除した金額とする。ただし、支
給額等の全部が地方公務員共済組合に返還され
た場合は、この限りでない。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に係る年金
の支給等）

第五條 前條の規定は、更新組合員等が昭和四十
二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合に
おいて、昭和四十二年法律第
第三條の
規定による改正後の元南西諸島官公署職員等
の身分、恩給等の特別措置に關する法律（昭和
二十八年法律第百五十六号）第十條の二及び施
行法の規定を適用するとしたならば、退職年金
若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととな
るとき、又はその者若しくはその遺族の退職年
金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金
の額が増加することとなるときについて準用す
る。

附則
（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十二年十月一日から
施行する。ただし、次條の規定、附則第三條中
施行法第二十一条第二十九号、第七條第一項
第三号、第十條第一号、第二十五條、第三十四

條、第五十五條第一項及び第六十四條の改正規
定並びに施行法第百三十六條の次に一條を加え
る改正規定並びに附則第四條、第五條、第八
條、第九條及び第十一條から第十三條までの規
定は、公布の日から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二條 地方公務員等共済組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第百六十四條中第二項を第三項とし、第一項
の次に次の一項を加える。

2 退職年金を受ける者が当該共済会を組織す
る地方議会議員である間における公務に關連
する傷病により恩給法別表第一号表ノ二に掲
げる程度の不具廃疾の状態にあるときは、そ
の者が五十五歳未満であつても、その状態に
ある間、前項の規定による停止は、行なわな
い。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に關す
る施行法の一部改正）

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等
に關する施行法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二十九号中「算定した給料年
額」の下に「（政令で定める退職年金条例に係
るものにあつては、恩給法に規定する退職當時
の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところ
により算定した額とする。次号及び第三十一号
において同じ。）」を加える。

第三條の三第一項第五号中「以下この号にお
いて「法律第八十二号」という。」を削り、「法
律第八十二号による恩給法等の一部を改正す
る法律（昭和四十二年法律第
号）によ
る」に改める。

（昭和四十二年法律第 号。以下この条に

おいて「四十二年改定法」という。）第三条
第一項及び第三項並びに第六条の規定は、旧
市町村共済法の規定による年金のうち昭和三
十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた
ものについて、四十二年改定法第五項第一
（第一号及び第二号を除く。）及び第三項並び
に第六条の規定は、旧市町村共済法の規定に
よる年金のうち同年四月一日以後に給付事由
が生じたものについて準用する。この場合に
おいては、第一項後段の規定を準用する。

第七條第一項第三号及び第十條第一号中「第
六十四條第一項」を「第六十四條」に改める。
第二十五條中「場合」の下に「及び増加退
料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは
更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一
條第一項又は第二項の申出をした場合」を加え
る。

第三十四條中「場合」の下に「及び増加退
料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更
新組合員であつた者で第五十一條第一項又は第
二項の申出のあつたものが当該増加退料等に
係る公務傷病により死亡した場合」を加える。
第四十一條中「七万七千六百四十四円」を
「九万四千九百四十四円」に改める。

第五十五條第一項中「第一項まで」の下に
「、第二十五條」を加え、「第三十三條」を「第三
十四條」に改める。
第五十七條第七項及び第八項中「十五万円」
を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万
円」に改め、同條第九項中「又は孫」を「若し
くは孫又は七十歳以上の者」に改める。

第六十四條第三項中「第一項」の下に「又は前
項」を加え、「同項」を「第一項（前項において準
用する場合を含む。）」に改め、同項を同條第四
項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。
3 前二項の規定は、更新組合員（第一項に規定
する更新組合員を除く。）の施行日前の厚生年
金保険の被保険者であつた期間（地方公共団

体）に使用され、地方公共団体から給付を受け
る者であつた期間に限る。）で政令で定めるも
のについて準用する。
第九十五條第二項及び第三項中「十五万円」
を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万
円」に改める。
第百三十六條の次に次の一項を加える。
（追加費用に関する自治大臣の権限）
第百三十六條の二 新法第百三十條第一項及び
第四項の規定による場合のほか、自治大臣
は、第三條の五並びに前條第一項及び第二項
の規定による費用の適正な負担を確保するた
め必要があると認めるときは、組合又は連合
会に対して、給付に関する報告若しくは資料
の提出を求め、又は当該職員をして実地につ
いて給付に関する帳簿書類の検査をさせるこ
とができる。
2 自治大臣は、前項の規定による検査の実施
については、都道府県知事をして行なわせる
ことができる。
3 自治大臣は、公立学校共済組合又は警察共
済組合について第一項の規定による検査をさ
せるとき（前項の規定により都道府県知事を
して行なわせるときを含む。）は、あらかじ
め、文部大臣又は内閣総理大臣にその旨を通
知するものとする。
別表第二中「二九一、二〇〇円」を「三七〇、
二〇〇円」に、「一九四、二〇〇円」を「二四
七、二〇〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「一
六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二
万四千円」を「三万六千円」に改める。
（共済会が支給する退職年金の停止に関する経
過措置）
第四條 附則第二條の規定による改正後の新法第
百六十四條第二項の規定は、この法律の公布の
日前に給付事由が生じた退職年金についても、
同日の属する月の翌月分以後適用する。
（退職年金条例の給料年額等の算定に関する経
過措置）

第五條 附則第三條の規定による改正後の施行法

（以下「改正後の施行法」という。）第二條第一
項第二十九号から第三十一号までの規定は、こ
の法律の公布の日以後に給付事由が生じた給付
について適用し、同日前に給付事由が生じた給
付については、なお従前の例による。
（多額所得による恩給組合条例の退職料又は新
法の退職年金の停止に関する経過措置）
第六條 施行法第三條第一項の規定により市町村
職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定
による退職料の支給につき適用される改正後の
施行法第三條の三第一項第五号の規定により改
正されたものとされた恩給法第五十八條ノ四第
一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、
昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じ
た退職料についても、同年十月分以後適用す
る。この場合において、退職料の支給年額は、
従前の恩給組合条例の規定又は附則第三條の規
定による改正前の施行法第三條の三第一項第五
号の規定の例により支給することができる額を
下ることはない。

2 昭和四十二年法律第 号による改正後
の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定を適用す
る場合における改正後の施行法第三條第三項
（同法第五十五條第一項、第七十三條第二項、
第八十六條、第百六十六條第二項及び第百二十一
條において準用する場合を含む。）、第五十七條
第七項及び第八項（同法第五十八條において準
用する場合を含む。）並びに第九十五條第二項及
び第三項（同法第百六條において準用する場合
を含む。）の規定は、昭和四十二年九月三十日以
前に給付事由が生じた退職年金についても、同
年十月分以後適用する。この場合において、退
職年金の支給年額は、従前の例により支給する
ことができる額を下ることはない。
（遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げ
等に関する経過措置）
第七條 改正後の施行法第四十一條（同法第五十
五條第一項において準用する場合を含む。）、第

五十七條第九項（同法第五十八條において準用
する場合を含む。）及び別表第二の二の規定は、昭和
四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺
族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以
後適用する。
（増加退料等を受ける権利を有していた者に係
る公務による年金の支給等に関する経過措置）
第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しく
は死亡した更新組合員等（更新組合員等であつ
た者を含む。次條第七項を除き、以下同じ。）又
はその遺族が、改正後の施行法第二十五條又は
第三十四條（これらの規定を同法第五十五條第
一項において準用する場合を含む。次條第三項
において同じ。）の規定の適用により、新たに新
法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年
金に関する規定又は新法第九十三條第一項第一
号の規定による遺族年金に関する規定の適用を
受けることとなるとき（次條第三項の規定の適
用があるときを除く。）は、同日の属する月の翌
月分以後、これらの者に、これらの規定による
廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又
は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺
族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を
適用して算定した額に改定する。

2 施行法第五十一條第一項又は第二項（これら
の規定を同法第五十五條第一項において準用す
る場合を含む。次項及び次條第三項において同
じ。）の申出のあつた更新組合員等で組合員期間
が二十年未満のものが、この法律の公布の日
前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）
によらないで退職後死亡した場合において、そ
の者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定
を適用するとしなければ新法第八十六條第一項
第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこと
となるときは、その者の遺族を廃疾年金を受け
る権利を有する者の遺族とみなして、同日の属
する月の翌月分以後、新法第九十三條第一項第
三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに
支給する。

五十七條第九項（同法第五十八條において準用
する場合を含む。）及び別表第二の二の規定は、昭和
四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺
族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以
後適用する。
（増加退料等を受ける権利を有していた者に係
る公務による年金の支給等に関する経過措置）
第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しく
は死亡した更新組合員等（更新組合員等であつ
た者を含む。次條第七項を除き、以下同じ。）又
はその遺族が、改正後の施行法第二十五條又は
第三十四條（これらの規定を同法第五十五條第
一項において準用する場合を含む。次條第三項
において同じ。）の規定の適用により、新たに新
法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年
金に関する規定又は新法第九十三條第一項第一
号の規定による遺族年金に関する規定の適用を
受けることとなるとき（次條第三項の規定の適
用があるときを除く。）は、同日の属する月の翌
月分以後、これらの者に、これらの規定による
廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又
は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺
族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を
適用して算定した額に改定する。

2 施行法第五十一條第一項又は第二項（これら
の規定を同法第五十五條第一項において準用す
る場合を含む。次項及び次條第三項において同
じ。）の申出のあつた更新組合員等で組合員期間
が二十年未満のものが、この法律の公布の日
前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）
によらないで退職後死亡した場合において、そ
の者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定
を適用するとしなければ新法第八十六條第一項
第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこと
となるときは、その者の遺族を廃疾年金を受け
る権利を有する者の遺族とみなして、同日の属
する月の翌月分以後、新法第九十三條第一項第
三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに
支給する。

五十七條第九項（同法第五十八條において準用
する場合を含む。）及び別表第二の二の規定は、昭和
四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺
族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以
後適用する。
（増加退料等を受ける権利を有していた者に係
る公務による年金の支給等に関する経過措置）
第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しく
は死亡した更新組合員等（更新組合員等であつ
た者を含む。次條第七項を除き、以下同じ。）又
はその遺族が、改正後の施行法第二十五條又は
第三十四條（これらの規定を同法第五十五條第
一項において準用する場合を含む。次條第三項
において同じ。）の規定の適用により、新たに新
法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年
金に関する規定又は新法第九十三條第一項第一
号の規定による遺族年金に関する規定の適用を
受けることとなるとき（次條第三項の規定の適
用があるときを除く。）は、同日の属する月の翌
月分以後、これらの者に、これらの規定による
廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又
は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺
族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を
適用して算定した額に改定する。

3 施行法第五十一条第一項又は第二項の申出があつた者のうち政令で定めるものの公務による
廃疾年金の額は、新法第八十七條若しくは施行
法第二十七條若しくは第二十八條（これらの規
定を同法第五十五條第一項において準用する場
合を含む。）の規定により算定した額又は改正後
の施行法第二十九條（同法第五十五條第一項に
おいて準用する場合を含む。）に定める額が、政
令で定める金額より少ないときは、当該金額と
する。

4 第四條第三項の規定は、第一項若しくは第二
項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年
金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの
年金の額を改定する場合について準用する。
第九條 この法律の公布の際、現に増加退還料等
（施行法第二條第一項第十五号に規定する増加
退還料等を含む。以下同じ。）を受ける権利を有
する更新組合員等である者は、この法律の公布
の日から六十日を経過する日以前に、当該増加
退還料等を受けない旨を当該権利の裁定を行な
つた者に対して申し出ることができる。この場
合には、当該増加退還料等を受ける権利は、こ
の法律の公布の日の前日において消滅したもの
とみなす。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死
亡した場合には、同項の規定による申出は、そ
の遺族がすることができる。
3 前二項の規定による申出は、改正後の施行法
第二十五條及び第三十四條の規定の適用につ
いては、施行法第五十一條第一項又は第二項の申
出とみなす。
4 この法律の公布の日前に死亡した更新組合員
等の遺族でその死亡により増加退還料等に係る
退職年金条の遺族年金（扶助料を含む。）を受
けているものは、同日から六十日を経過する日
以前に、当該退職年金条の遺族年金を受けな
い旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なつた
者に対して申し出ることができる。この場合に

は、当該年金を受ける権利は、この法律の公布
の日の前日において消滅したものとみなす。

5 公務傷病により死亡した更新組合員等につき
前項の規定による申出があつた場合には、この
法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その
者の遺族に、新法第九十三條第一項第一号の規
定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分
以後、その者の遺族年金を新法及び改正後の施
行法の規定を適用して算定した額に改定する。

6 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組
合員等につき第四項の規定による申出があつた
場合において、その者の死亡の際新法及び改正
後の施行法の規定を適用するとならば新法
第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年金
を支給すべきこととなるときは、その者の遺族
を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみ
なして、この法律の公布の日の属する月の翌月
分以後、新法第九十三條第一項第二号から第四
号までの規定による遺族年金を新たに支給し、
又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法
律の規定を適用して算定した額に改定する。

7 前条（この法律の公布の際現に更新組合員等
である者については、同条第三項）の規定は、
第三項又は前二項の規定の適用により、新たに
新法第八十六條第一項第一号若しくは第九十三
條の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支
給し、又はこれらの年金の額を改定することと
なる場合について準用する。
8 施行法第五條第八項及び第三十五條の規定
は、第一項、第二項又は第四項の規定による申
出があつた場合について準用する。

9 第一項、第二項又は第四項の規定による申出
があつた更新組合員等につき公務による廃疾年
金又は公務に係る遺族年金を支給する場合にお
いて、その者が昭和三十七年十二月一日以後の
更新組合員等であつた期間に係る分として増加
退還料（増加恩給を含む。）の支給を受けていた
ときは、当該増加退還料の額の総額に相当する
額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の

支給に際し、その支給時に係る支給額から政令
で定める額を控除するものとする。

10 前条及びこの条に規定するもののほか、増加
退還料等を受ける権利を有していた更新組合員
等に係る長期給付に關する規定の適用に關して
必要な事項は、政令で定める。
（地方職員共済組合等が支給する国家公務員共
済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負
担）

第十條 施行法第三條の二において準用する昭和
四十二年度における旧令による共済組合等から
の年金受給者のための特別措置法等の規定に
よる年金の額の改定に關する法律第四條及び第
五條の規定による年金額の改定により増加する
費用（公務による廃疾年金又は公務に係る遺族
年金に係るものを除く。）のうち、国家公務員共
済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十
三年法律第二百二十九號）第十一條第一項第四号
（同法第四十二條において準用する場合を含む。
）の施行日以後の組合員期間として年金額の
計算の基礎となるものに対応する年金額の増加
に要する費用については、施行法第三條の五の
規定にかかわらず、新法第二百三十三條第二項第
二号及び第四項、第二百四十一條（第三項を除く。）並
びに第四百四十二條第一項、第二項及び第六項の

別表第一
年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
八六、〇〇〇円	一一三、五〇〇円
八八、三〇〇	一一六、六〇〇
九〇、四〇〇	一一九、四〇〇
九三、三〇〇	一二三、二〇〇
九五、一〇〇	一二五、五〇〇
九八、四〇〇	一二九、九〇〇
一〇三、二〇〇	一三六、二〇〇
一〇八、二〇〇	一四二、八〇〇
一一三、一〇〇	一四九、三〇〇
一二八、二〇〇	一五六、〇〇〇

規定の例による。
（厚生保険特別会計からの交付金）

第十一條 政府は、厚生保険特別会計の積立金の
うち、改正後の施行法第六十四條第三項にお
いて準用する同法第一項の規定により組合員期間
に算入されることとなつた厚生年金保険法（昭
和二十九年法律第十五號）による厚生年金保
険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令
で定めるところにより、この法律の公布の日か
ら二年以内に厚生保険特別会計から当該被保
険者であつた者が属する組合に交付するものとす
る。

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第十二條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律
第十號）の一部を次のように改正する。
第二十三條中「第四百三十三條の二十二第一項」
の下に、「昭和四十二年度における地方公務員等
共済組合法の規定による年金の額の改定等に關
する法律（昭和四十二年法律第 号）附則
第十一條」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）
第十三條 通算年金通則法（昭和三十六年法律第
百八十一號）の一部を次のように改正する。
附則第八條第二項中「厚生年金保険の被保
険者である」を削る。

一二三、一〇〇
一二八、一〇〇
一三一、三〇〇
一三四、五〇〇
一三八、二〇〇
一四三、四〇〇
一四七、八〇〇
一五二、一〇〇
一五七、二〇〇
一六二、三〇〇
一六七、九〇〇
一七三、六〇〇
一八〇、七〇〇
一八五、〇〇〇
一九〇、八〇〇
一九六、四〇〇
二〇七、七〇〇
二二〇、六〇〇
二二九、一〇〇
二三〇、五〇〇
二四三、一〇〇
二四九、五〇〇
二五五、六〇〇
二六四、四〇〇
二六九、五〇〇
二八四、五〇〇
二九一、九〇〇
二九九、六〇〇
三一四、六〇〇
三二九、七〇〇
三三三、六〇〇
三四六、〇〇〇
三六三、七〇〇
三八一、二〇〇
三九二、〇〇〇
四〇二、六〇〇
四二三、九〇〇
四四五、三〇〇

一六二、五〇〇
一六九、一〇〇
一七三、四〇〇
一七七、五〇〇
一八二、四〇〇
一八九、三〇〇
一九五、一〇〇
二〇〇、八〇〇
二〇七、五〇〇
二一四、三〇〇
二二一、七〇〇
二二九、一〇〇
二三八、五〇〇
二四四、二〇〇
二五一、九〇〇
二五九、三〇〇
二七四、一〇〇
二七八、〇〇〇
二八九、二〇〇
三〇四、三〇〇
三二〇、九〇〇
三二九、三〇〇
三三七、四〇〇
三四九、〇〇〇
三五五、七〇〇
三七五、五〇〇
三八五、三〇〇
三九五、五〇〇
四一五、三〇〇
四三五、二〇〇
四四〇、三〇〇
四五六、七〇〇
四八〇、〇〇〇
五〇三、一〇〇
五一七、四〇〇
五三一、四〇〇
五五九、六〇〇
五八七、八〇〇

別表第二

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料		仮	定	給	料
七、一六七円	七、三五八				九、四六〇円
					九、七二〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八六、〇〇〇円に満たないときは、その年額に百分の百三十二を乗じて得た額（その額に、五十四未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

四四九、六〇〇 四六六、六〇〇 四八八、〇〇〇 五〇九、四〇〇 五三〇、七〇〇 五四四、一〇〇 五五八、四〇〇 五八六、〇〇〇 六一三、八〇〇 六二七、八〇〇 六四一、四〇〇 六六九、〇〇〇 六八一、七〇〇 六九六、七〇〇 七二四、三〇〇 七五四、四〇〇 七六九、九〇〇 七八四、六〇〇 八〇〇、〇〇〇 八一四、八〇〇 八四四、九〇〇 八七五、〇〇〇 八八九、八〇〇 九〇五、二〇〇	五九三、五〇〇 六一五、九〇〇 六四四、二〇〇 六七二、四〇〇 七〇〇、五〇〇 七一八、二〇〇 七三七、一〇〇 七七三、五〇〇 八一〇、三〇〇 八二八、七〇〇 八四六、七〇〇 八八三、一〇〇 八九九、八〇〇 九一九、六〇〇 九五六、一〇〇 九九五、八〇〇 一、〇一六、三〇〇 一、〇三五、七〇〇 一、〇五六、〇〇〇 一、〇七五、六〇〇 一、一五五、三〇〇 一、一五五、〇〇〇 一、一七四、六〇〇 一、一九四、八〇〇
--	--

七、五三三	九、九五〇
七、七七五	一〇、二七〇
七、九二五	一〇、四六〇
八、二〇〇	一〇、八三〇
八、六〇〇	一一、三五〇
九、〇一七	一一、九〇〇
九、四二五	一二、四四〇
九、八五〇	一二、〇〇〇
一〇、二五八	一三、五四〇
一〇、六七五	一四、〇九〇
一〇、九四二	一四、四五〇
一一、二〇八	一四、七九〇
一一、五一七	一五、二〇〇
一一、九五〇	一五、七八〇
一二、三一七	一六、二六〇
一二、六七五	一六、七三〇
一三、一〇〇	一七、二九〇
一三、五二五	一七、八六〇
一四、九九二	一八、四八〇
一四、四六七	一九、〇九〇
一五、〇五八	一九、八八〇
一五、四一七	二〇、三五〇
一五、九〇〇	二〇、九九〇
一六、三六七	二一、六一〇
一七、三〇八	二二、八四〇
一七、五五〇	二三、一七〇
一八、二五八	二四、一〇〇
一九、二〇八	二五、三六〇
二〇、二五八	二六、七四〇
二〇、七九二	二七、四四〇
二一、三〇〇	二八、一二〇
二二、〇三三	二九、〇八〇
二二、四五八	二九、六四〇
二三、七〇八	三一、二九〇
二四、三二五	三二、一一〇
二四、九六七	三三、九六〇
二六、二一七	三四、六一〇
二七、四七五	三六、二七〇

二七、八〇〇	三六、六九〇
二八、八三三	三八、〇六〇
三〇、三〇八	四〇、〇〇〇
三一、七六七	四一、九三〇
三三、五六七	四三、一二〇
三五、三二五	四四、二八〇
三七、一〇八	四六、六三〇
三八、八八三	四八、九八〇
四〇、六六七	四九、四六〇
四二、四五〇	五一、三三〇
四四、二二五	五三、六八〇
四五、三四二	五五、〇三〇
四六、五三三	五六、三八〇
四八、八三三	五八、八五〇
五一、一五〇	六一、四三〇
五二、三一七	六三、五三〇
五三、四五〇	六五、四六〇
五五、七五〇	六七、五三〇
五六、八〇八	六九、〇六〇
五八、〇五八	七〇、五六〇
六〇、三五八	七三、五九〇
六二、八六七	七四、九八〇
六四、一五八	七六、六三〇
六五、三八三	七九、六八〇
六六、六六七	八二、九八〇
六七、九〇〇	八四、六九〇
七〇、四〇八	八六、三一〇
七二、九一七	八八、〇〇〇
七四、一五〇	八九、六三〇
七五、四三三	九二、九四〇
	九六、二五〇
	九七、八八〇
	九九、五七〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料の額に対応する仮定給料の額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額が七、一六七円に満たないときは、その給料の額に一・三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

備考

別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

第二号中正誤

ハシ段行

誤

正

三 一 六 宮澤弘
ク 四 九 経費に

宮澤弘君
経費は

第三号中正誤

ハシ段行

誤

方々 正

四 二 一 方法

昭和四十二年五月十二日印刷

昭和四十二年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局